

● 合併に伴う住所変更手続き

平成 22 年 3 月 23 日から住所表示が「始良市△△」になります。このことにより、官公署などで住所の変更手続きが必要になる場合がありますので、下表を参考にしてください。

ご不明な点は、平成 22 年 3 月 19 日までは各町役場へ、平成 22 年 3 月 23 日からは下記担当課へ直接お問い合わせください。

市 関 係				
区分	項目	該当者	手続き方法	新市担当課
住民登録	住民票	住民	住所及び本籍地変更の手続きは必要ありません。職権で変更を行います。	始良庁舎：市民課 加治木庁舎：市民生活課
	戸籍及び附票	構成員		
	印鑑登録証	登録者	住所変更の手続きの必要はありません。合併後旧町発行の登録証をお持ちの方は、随時新登録証と交換します。(無料)	蒲生庁舎：市民生活課
	住民基本台帳カード		そのままご使用できますが、写真付のものについては、変更になった住所を裏面記載しますので、合併後速やかに窓口にお持ちください。	
	外国人登録証明書		住所変更の手続きは必要ありません。職権で住所や勤務先の変更を行います。なお、変更になった住所を裏面に記載しますので、合併後速やかに窓口にお持ちください。	
年金	国民年金の加入者	国民年金の被保険者及び受給者	住所変更の手続きは必要ありません。	始良庁舎：保険年金課 加治木庁舎：蒲生庁舎：市民生活課
	農業者年金	農業者年金受給者		農業委員会事務局
国民健康保険	国民健康保険被保険者証	被保険者	平成 22 年 7 月 31 日までは、お持ちのものをそのまま使用してください。新市の保険証・認定証は平成 22 年 8 月 1 日から使用することになりますので 7 月中に郵送いたします。	始良庁舎：保険年金課
	限度額適用認定証	左記の受給者証等の交付を受けている方		加治木庁舎：市民生活課
	限度額適用・標準負担額減額認定証			蒲生庁舎：市民生活課
	特定疾病療養受療証			

区分	項目	該当者	手続き方法	新市担当課
後期高齢者医療制度(長寿医療制度)	後期高齢者医療被保険者証	被保険者	平成 22 年 7 月 31 日までは、お持ちのものをそのまま使用してください。新市の保険証・認定証は平成 22 年 8 月 1 日から使用することになりますので 7 月中に郵送いたします。	始良庁舎： 保険年金課
	限度額適用・標準負担額減額認定証	左記の受給者証等の交付を受けている方		加治木庁舎： 市民生活課
	特定疾病療養受療証			蒲生庁舎： 市民生活課
バイク	原動機付自転車(125cc 以下のバイク)及び小型特殊自動車の標識と交付証明書	原動機付自転車等の所有者	標識については、そのまま使用してください。	始良庁舎： 税務課
税	法人市民税に係る法人等の異動(変更)届出書	課税対象法人	住所変更の手続きは必要ありません。職権で変更を行います。	加治木庁舎： 地域振興課
	市県民税に係る特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	特別徴収義務者		蒲生庁舎： 地域振興課
	口座振替依頼書	納税等の口座振替登録申請をされている方	住所変更の手続きは必要ありません。職権ですべて新市に移行します。	
畜犬	犬の登録鑑札・狂犬病予防注射済票	犬の飼い主	住所変更の手続きは必要ありません。合併前に旧町で交付された鑑札、注射済票はそのまま使用できます。	始良庁舎： 生活環境課 加治木・蒲生庁舎： 市民生活課
福祉医療	医療費受給資格者証(乳幼児、ひとり親)	左記の資格者証の交付を受けている方	お持ちの証書をそのまま使用してください。切り替えの時期・方法につきましては、市役所からご連絡いたします。	始良庁舎： 児童福祉課 加治木・蒲生庁舎： 福祉課
	医療費受給資格者証(重度心身障害者)	左記の資格者証の交付を受けている方	お持ちの証書をそのまま使用してください。切り替えの時期・方法につきましては、市役所からご連絡いたします。	始良庁舎： 長寿・障害福祉課 加治木・蒲生庁舎： 福祉課
児童福祉	児童手当	受給者	住所変更の手続きは必要ありません。	始良庁舎： 児童福祉課 加治木庁舎： 福祉課
	児童扶養手当証書	左記の証書の交付を受けている方	合併後、更新する際に変更手続きを行います。	蒲生庁舎： 福祉課

区分	項目	該当者	手続き方法	新市担当課
障害福祉	特別児童扶養手当証書	左記の証書の交付を受けている方	合併後、更新する際に変更手続きを行います。	始良庁舎： 長寿・障害福祉課 加治木庁舎： 福祉課 蒲生庁舎： 福祉課
	障害福祉サービス受給者証	左記の受給者証の交付を受けている方	お持ちの証書をそのまま使用してください。切り替えの時期・方法につきましては、市役所からご連絡いたします。	
	自立支援医療費(精神通院)受給者証	受給者証の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。変更手続きを希望する方に対しては手続きを行います。	
	身体障害者手帳	左記の手帳の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。変更手続きを希望する方に対しては手続きを行います。	
	療育手帳			
	精神障害者保健福祉手帳			
介護保険	介護保険被保険者証	被保険者	新しい証書が届くまでは、今までのものをそのまま使用してください。	始良庁舎： 長寿・障害福祉課 加治木庁舎： 福祉課 蒲生庁舎： 福祉課
	介護保険負担限度額認定証	左記の認定証書等の交付を受けている方	お持ちの証書をそのまま使用してください。切り替えの時期・方法につきましては、市役所からご連絡いたします。	
	社会福祉法人等利用者負担減免確認証			
母子保健	母子健康手帳	左記の手帳等の交付を受けている方	現在の母子健康手帳は、ご自分で住所欄を変更してそのままお使いください。	始良庁舎： 健康増進課 加治木庁舎： 市民生活課
	妊婦健康診査受診証	左記の票を受理している方	受診の際、新住所を記入し、提出してください。	
その他	健康手帳	左記の手帳等の交付を受けている方	現在の健康手帳は、ご自分で住所欄を変更してそのままお使いください。	蒲生庁舎： 市民生活課
	予防接種予診票	左記の票を受理している方	受診の際、新住所を記入し、提出してください。	

県 関 係 ※詳しくは、「問い合わせ先」まで

区分	項目	該当者	手続き方法	問い合わせ先
旅券	旅券（パスポート）	所有者	住所変更の手続きは必要ありません。なお最終ページの「所持人記入欄」の現住所はご自身で訂正していただいても結構ですが、他のページに書き込みすると無効になりますのでご注意ください。	県民交流センター 099-221-6611
		申請者	旅券申請のために申請前6ヶ月以内に取得した住民票・戸籍謄（抄）本は、合併前のものでも使用できます。	始良・伊佐地域振興局 総務企画課 63-3111
自動車	自動車運転免許証	所有者	更新時に、新しい住所に変更されます。更新を待たずに新しい住所の表示を希望される場合には、所定の手続きをしてください。	警察本部免許管理課 交通安全教育センター 099-266-0111
	自動車保管場所証明書（車庫証明）	自動車の所有者	住所変更の手続きは必要ありません。	始良警察署 62-0110
狩猟・鉄砲	狩猟・空気銃所持許可証	許可証披交付者	住所・所在地・本籍変更の手続きは必要ありません。新規許可や変更許可申請時に併せて手続きを行ってください。なお、書換えを希望される方は、所在地、事業所を所管する警察署で手続きができます。	警察本部生活環境課 099-206-0110 始良警察署 62-0110
	鉄砲所持許可証	許可証披交付者		
	狩猟用火気類等譲受許可証	許可証披交付者		
	刀剣類所持許可証	許可証披交付者		
その他	政治団体の異動届	政治団体の代表者	住所変更の手続きが必要です。	県選挙管理委員会 099-286-2237
	特定非営利活動法人の認証	左記の認証を受けている方	定款記載の住所変更を行い、届出を行ってください。（変更時期は、合併後直近の総会後で結構です。）	共生・協働センター 099-286-2241
	普通肥料の登録	普通肥料の登録をしている方	住所変更が必要です。変更後2週間以内に県食の安全推進課にて手続きを行ってください。	県食の安全推進課 099-286-2891
	家畜商免許証	左記の免許証の交付を受けている方	住所変更が必要です。変更届の手続きを行ってください。	始良・伊佐地域振興局 63-3111
	飼料の製造業者、輸入業者及び販売業者の届出	左記の届出をしている方	住所変更が必要です。変更届の手続きを行ってください。	中央家畜保健衛生所 099-274-7555
	不動産鑑定業者の登録	不動産鑑定業者	住所変更が必要です。変更届の手続きを行ってください。	県地域政策課 099-286-2438
	不動産鑑定士の登録	不動産鑑定士		

※ この他にも、たくさんの許可可や届出等があります。合併に伴っての住所変更につきましては、手続きの必要がないものが多いようですが、不明な項目につきましては、主管する事務所へお問い合わせください。

国などの公共的機関 ※詳しくは、「問い合わせ先」まで

区分	項目	該当者	手続き方法	問い合わせ先
郵便	郵便貯金通帳	左記の通帳をお持ちの方	変更の手続きは必要ありません。なお、住所の書換えを希望される方は郵便局の窓口において手続きをしてください。	最寄りの郵便局
	簡易保険	契約者等		
登記	土地・建物登記簿の所在	所有者	所在等は、「始良市」に変更されたものとみなされますので、変更登記の必要はありません。なお、法務局において職権で変更登記を行います。処理終了までに数ヶ月を要します。(変更前の所在等のままでも証明書の効力には問題はありません。) 詳細及び不明な点は、法務局までお問合せください。	鹿児島地方法務局 099-259-0680
	土地・建物登記簿の登記の登記名義人(所有者・抵当権者など)の住所			
	会社等(商業・法人登記簿)の本店・支店・主たる事務所及び役員の住所	会社・法人を営んでいる方及び役員		鹿児島地方法務局霧島支局 45-0064
雇用	失業給付受給資格者の住所	受給資格者	ハローワーク(職業安定所)で対応しますので、変更手続きは必要ありません。	ハローワーク国分 45-5311
	求職者の住所	求職を申し込んでいる方		
	法人の所在(雇用保険)	雇用保険に加入している法人		
	法人の所在(求人関係)	求人募集をしている法人		
自動車車検証	自動車(普通・小型・大型特殊)	所有者	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、譲渡及び廃車される際には、新市で発行する「住所変更の証明書」等を必要とする場合があります。電話で問合せ先に必要な書類などを確認してください。	九州運輸局 鹿児島運輸支局 099-261-9193
	二輪の小型自動車(250ccを超えるもの)			軽自動車検査協会 鹿児島事務所 099-262-0606
	三輪・四輪の軽自動車			軽自動車協会連合会 鹿児島県事務取扱所 099-261-4011
	軽自動車の二輪車(125ccを超え250cc以下)			

その他 ※詳しくは、「問い合わせ先」まで

項目	該当者	手続き方法	問い合わせ先
預金通帳、定期預金証書 キャッシュカード	左記通帳等をお持ちの方	個人の申し出が原則ですが、金融機関などに確認してください。変更の際は、新市で発行する「住所変更の証明書」を提出してください。	各金融機関
クレジットカード	所有者	各クレジット会社に確認してください。	各クレジット会社
有価証券、生命保険証書等	所有者及び加入者	各会社窓口に確認してください。	各規約等に定める窓口
加入電話の契約	加入者	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、電話番号の変更はありません。	NTT 西日本鹿児島支店 局番なし 116 番
電話帳記載住所	登録者		
電気使用契約	契約者	住所変更の手続きは必要ありません。	九州電力霧島営業所 0120-986-803